

地域での避難支援体制づくりの手引き(概略版)

1 災害時要援護者への支援について

災害がいつ起こるかわからない中、災害時要援護者(以下要援護者といいます。)は情報を得ることができない、自力で避難ができないなどの不安を抱えています。

そこで、地域の方々からの避難支援は、要援護者にとって心強いものです。

避難支援体制の趣旨をご理解いただき、**できる範囲での支援**をお願いします。



2 「避難支援対象者名簿」(青名簿)と「要援護者把握用リスト」(赤リスト)について

要援護者に該当する方をまとめた「避難支援対象者名簿」(以下、「青名簿」といいます。)と「要援護者把握用リスト」(以下、「赤リスト」といいます。)があります。



避難支援対象者名簿
(青名簿)

本人等からの同意を得られた方を記載

要援護者把握用リスト
(赤リスト)

本人等の同意に関わらず、要介護度や障がいの重さから、特に支援が必要とされる方を記載

青名簿や赤リストを活用して、災害時に支援が必要な方の介助支援や災害情報の伝達体制づくりなどを、**できる範囲、できることから**進めてください。



3 青名簿・赤リストの提供時の手続きについて

青名簿や赤リストは自主防災組織、地区を担当する民生委員の方などへ提供しています。

青名簿・赤リストのどちらも重要な個人情報が含まれています。そこで、個人情報保護の観点から、青名簿・赤リストを市から提供する際に、各組織の会長などから覚書を提出していただいております。



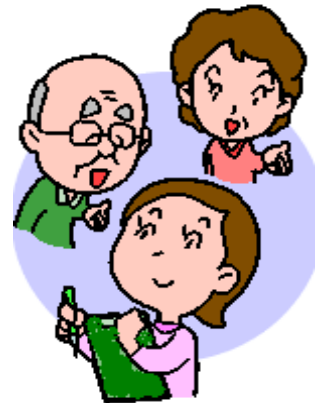
町内会長などが交代した場合は、覚書および引継書を提出くださいますようお願いいたします。

4 個別避難支援プランについて

青名簿・赤リストの活用例として、「個別避難支援プラン」の作成があります。

個別避難支援プランとは、災害時に自ら避難することが困難な方のため、避難を支援するにあたり必要な情報を記載することで、災害発生時の避難に役立てていただくものです。

個別避難支援プラン作成の対象者は、青名簿の登録者です。特に、**赤リストにも掲載されている方**につきまして、優先的に作成くださいますようお願いいたします。



【個別避難支援プラン記載内容】

避難先

支援者

避難の際の
注意点

など

個別避難支援プランを活用し、可能な範囲で、声かけなどの安否確認や情報伝達をお願いします。

お問合せ先 秋田市福祉総務課地域福祉推進室
TEL 018-888-5661